

2 加害者への求償

- 加害者からの取り立ては被害者庁が交渉
(回収は強制執行庁)

加害者に逃げ得を許さない一方、
被害者には負担をかけない

cf. 損害賠償金の取り立ては被害者にとって大きな負担

3 犯罪被害者基金の管理

- 1有罪判決につき1000クローナ
 - 電子監視装置の場合は、
1日あたり100クローナ、
全期間で最大12000クローナ
(2023年2月1日に値上げ)
 - 研究者
 - NGO、民間機関 に配布
×犯罪被害者
- cf. 2022年の有罪判決4万3211人
(通常第一審事件の終局総人員のうち)
1万5000円×4万3211人
= 6億4816万5000円

4 研究と知識の普及

①資料


②研修

③情報（普及）


① 資料

- HP（20か国語）
- 申請書

② 研修

- 例： 一般の人に向けて
「司法学校（裁判学校）」
 - 裁判について知ってもらう
 - 裁判所で被害者や証人をサポートする人の育成
- 

③ 情報（普及）

- 社会に向けて
 - 子どもに向けて
- 

普及の例： 2018年性犯罪規定改正

- 今回の改正を歓迎すると言うコメントをいち早く犯罪被害者庁長官が発表
- 10代向けの特設ページ、冊子を作成、周知へ

『自由意思によって』

「セックスは常に自発的なものであり、そうでなければ犯罪。ティーンエイジャーは限界がどこまでか知ってる？あなたは知ってる？」

2005年に生まれた子どもの親・保護者に
2019年に送られたパンフレット
個人番号はこういう時にこそ使われるべき

15

- 犯罪被害者庁のキャンペーン
- 至る所にこのポスターを貼る。動画も配信。
- 18～25歳の若者の10人に7人近くに情報が届いた。
- メッセージの内容は明確で、「セックスは常に自発的なものであり、そうでなければ犯罪。」
- DV罪を作った時にも同じ方法でキャンペーンが行われた。



犯罪被害者庁の役割

- **長期的なビジョンで社会を変えていく**
 - 犯罪被害・犯罪被害者についての知識を教育。**他人事ではない**という意識と理解。
→犯罪の防止にもつながる。
 - ※**犯罪の被害で苦しむ人のいない社会を目指して**

子どもに対する配慮

児童特別代理人制度

- 児童特別代理人法(1999年法律第997号)
- 第1条 法定刑に拘禁刑を含む犯罪が18歳未満の者に対してなされた場合、以下に該当する場合、児童のための特別代理人（児童弁護士）が任命されるものとする。
 1. 保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる場合、又は
 2. 保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる者との関係に基づいて、当該児童の権利を擁護することができない場合がありうると思料される場合。

cf. 被害者補佐人（被害者国選弁護士）

19

犯罪被害庁

- 子どもの被害者のための様々な情報
- 子どもの被害者と接する大人のための情報





矯正保護庁

- 犯罪者を親にもつ子どものための情報
- 被拘禁者を親にもつ子ども
- 保護観察対象者を親にもつ子ども
- 電子監視装置装着者を親にもつ子ども
- × 犯罪者の子ども



まとめ

- 厳罰化≠被害者保護
- 加害者更生と被害者の権利の保護は両立可能：いずれも国の責任
 - ※ 責任を負わなくて良いという意味ではない：求償の必要性
- 社会政策も重要
 - 例：教育費無償化
- 加害者を赦すかどうかは被害者次第
- 子どもへの配慮が必要

はなれている 家族のこと知りたい 子どもたちために

<https://bestinterests-emun.com/>



参考：受刑者を親にもつ子どもは どれくらいいるのか

- **男性刑務所+女性刑務所**
 - 未就学児がいる受刑者 12.3%
 - 未成年者がいる受刑者 43.6%

(矢野恵美・齋藤実・谷本拓郎・西澤朋子)

- **子どものいる受刑者(推測値)**
 - 未就学児がいる受刑者 5722人
 - 未成年者がいる受刑者 20005人

親の拘禁が理由で 社会的養護に関わる子ども達



• 2018年

- 父親の拘禁が理由 335人
- 母親の拘禁が理由 1316人
(女性受刑者は全体の10%に満たない)

どのような時に使って頂きたいのか

お子さんと 接する方

- 子どもに親の生活を知らせたい
- 自分が刑務所のことを知りたい

有罪確定者・受刑者・元 受刑者と接する方

- 自分が刑務所のことを知りたい
- 受刑者、元受刑者と話す時に役立つ

有罪確定者・受刑者・元 受刑者

- 受刑前、受刑中（面会時）、出所後に子どもや家族に自分の状況を知らせたい、説明したい

刑務所ではこんな生活をしています

刑務所では、女性と男性は別々に生活しています^(※1)。刑務所では、反省して社会復帰をするために、作業をしたり指導を受けたりしなければなりません。そのため、起きる時間から寝る時間まで、1日のスケジュールが決まっています。刑務所にいる人たちは、規則正しい生活習慣を身につけるために、たくさんの人といっしょにルールや時間を守りながら生活をしています。お酒を飲むことや、タバコを吸うことはできません。

みなさんが通っている学校と同じように、刑務所にいる人も土曜日や日曜日・祝日はお休みになります。ただし、お休みといっても、刑務所の外に出ることはできません。部屋で読書をしたり、テレビを見たり、手紙を書いたりして過ごします。



1日の様子(例)



刑務所での生活について、もっと知りたい人は、
法務省の資料も参考にしてください。

法務省矯正局パンフレット
<https://www.moj.go.jp/content/001311951.pdf>



※1 戸籍に書かれている性別によって、入る刑務所が決まります

主な参考文献

- 矢野恵美「スウェーデンにおけるジェンダー主流化、女性犯罪者処遇、女性被害者施策」『法務総合研究所研究部報告』66（2024年）293–325頁
- 矢野恵美「受刑者を親にもつ子ども（拘禁者を親にもつ子ども）への刑務所の対応」後藤弘子・宮園久栄・渡邊和美・柴田守編集代表『女性犯罪研究の新たな展開』尚学社（2023年）195–220頁
- 矢野恵美「受刑者を親にもつ子どもたちのための冊子づくり」共著『刑政』第134巻第4号（2023年）110–117頁
- 矢野恵美「スウェーデン刑法における性犯罪規定の変遷」樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』成文堂（2020年）575–636頁
- 矢野恵美「スウェーデンにおける受刑者を親にもつ子どもへの配慮について（小特集 犯罪者を親にもつ子どもについて考える）」『法律時報』第89巻6号（2017年）78–81頁
- 矢野恵美「受刑者を親にもつ子どもについて考える」『刑政』第128巻第1号（2017年）14頁–29頁
- 矢野恵美・齋藤実「ノルウェーの刑事政策の現状と2011年の大規模テロ事件」刑政123巻6号（2012年）134–148頁
- 矢野恵美「スウェーデンにおける国による犯罪被害者対策と『女性に対する暴力』への対策」被害者学研究22号（2012年）67–82頁
- 矢野恵美「犯罪被害者の法的地位—スウェーデンの被害者弁護士制度を中心に」法学研究80巻12号（2007年）33–51頁
- 矢野恵美「国による被害者対策についての一考察—スウェーデンの被害者弁護士制度を中心に」被害者学研究17号（2007年）67–82頁
- 矢野恵美「世界の被害者学（第10回）スウェーデンにおける被害者政策の発展」被害者学研究11号（2001年）61–71頁
- 齋藤実「犯罪被害者給付金と犯罪被害者庁」獨協法学118号（2022年）32–17頁
- 齋藤実「国選犯罪被害者弁護士制度の現状とあるべき姿—北欧の制度を参考にしつつ」獨協法学116号（2021年）74–54頁
- 齋藤実「犯罪被害者支援条例と経済的支援」獨協法学114号（2021年）360–346頁
- 齋藤実「世界の被害者学（第28回）北欧における犯罪被害者政策：犯罪被害者庁を中心にして」被害者学研究29号（2019年）86–97頁

矢野恵美

<学歴>

慶應義塾大学法学部法律学科卒業
早稲田大学法学研究科修士課程修了
慶應義塾大学法学研究科後期博士課程退学
ストックホルム大学大学院犯罪学科客員研究生

<職歴>

慶應義塾大学法学研究科非常勤講師
東北大学国際高等融合領域研究所助教等を経て
琉球大学法科大学院教授(現職)
琉球大学学長補佐(ハラスメント防止担当)(現職)
琉球大学ハラスメント相談支援センター長(現職)
琉球大学プライドオフィス室長(現職)
琉球大学ヒューマンライツセンター長(現職)

<社会貢献活動>

少年院における被害者視点教育(2003年～)
これまでの実施施設:月形少年院、青森少年院、青葉女子学園、置賜学院、榛名女子学園、
愛光女子学園、市原学園、多摩少年院、広島少年院、貴船原少女苑、福岡少年院、筑紫少女
苑、沖縄少年院、沖縄女子学園等

<地域活動>

- ・DV防止法に基づく基本計画策定等委員会委員長
- ・沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
(仮称)策定委員会委員長
- ・沖縄県犯罪被害者等支援審議会会長
- ・沖縄県再犯防止推進計画検討委員会委員
- ・那覇保護観察所保護司選考会委員
- ・那覇家庭裁判所家庭裁判所委員会委員(～2021年度)等
- ・複数自治体の男女共同参画会議委員

- ・女子刑務所のありかた研究委員会委員

<主要研究テーマ>刑事法、被害者学、北欧法、ジェンダー法